

平成12年2月10日
郵 政 省

「郵政関連業実態調査」（平成11年12月実施）の結果 「放送番組制作業」及び「ケーブルテレビ番組供給業」 の現状と動向

郵政省は、この度、平成11年12月に実施した「郵政関連業実態調査」（総務庁長官承認統計）の結果を取りまとめました。

今回の調査結果の概要は、以下のとおりです。

1 放送番組制作業

放送権、二次利用権の所在は、放送局の単独所有が大半。

テレビ放送番組の二次利用は、「ビデオ化」「再放送への利用」が多い。

今後の事業展開は、多チャンネル化、高品質化、マルチメディア化に対応するためのソフト制作に取り組む意向が高い。

2 ケーブルテレビ番組供給業

供給先ケーブルテレビ事業者数は順調に増加し、供給方法は9割以上が「衛星通信」を利用。

番組ソフトの調達方法は、「自社制作」と「外国製ソフト購入」が増加。

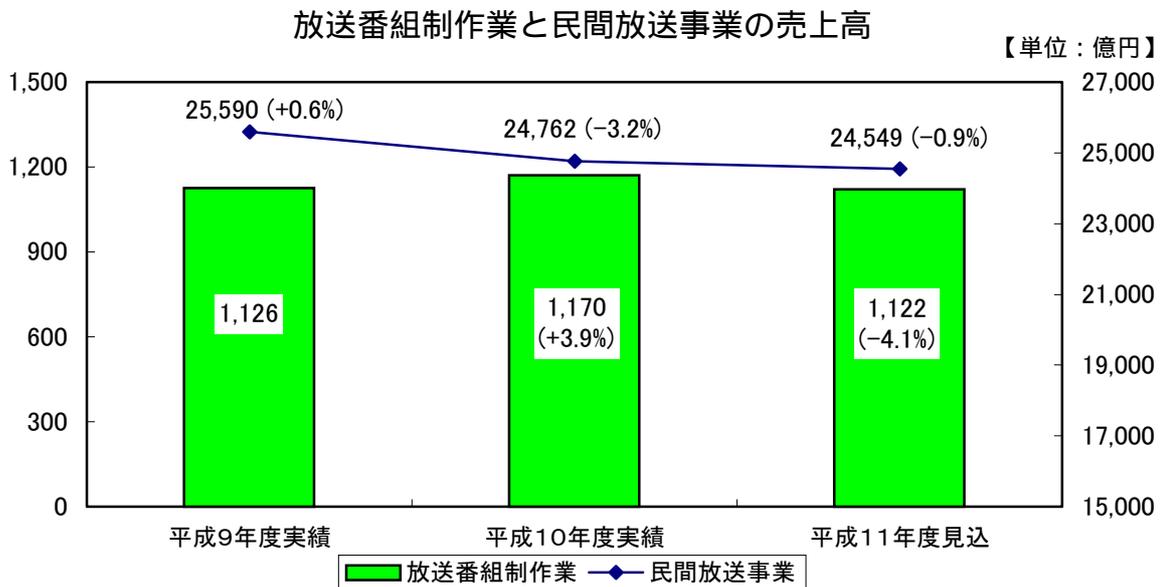
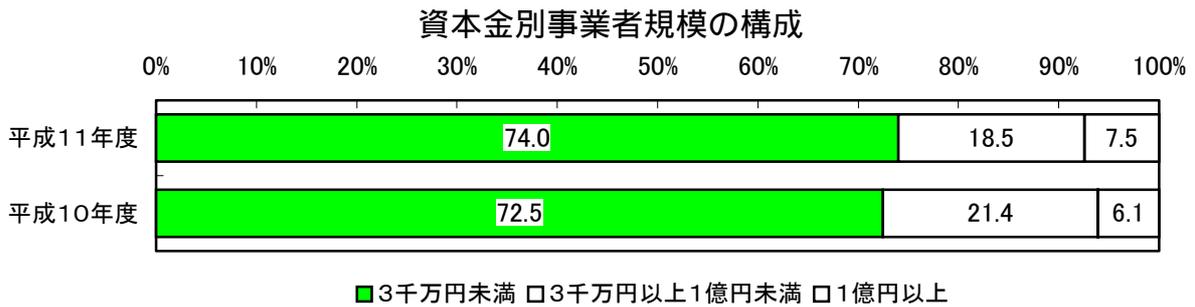
今後の事業展開は、デジタル技術への関心が高まる傾向。

連絡先：通信政策局情報企画課
（担当：永松補佐、川浪統計企画係長）
電 話：03 - 3504 - 4955

1 放送番組制作業（毎年調査）

【事業状況】

事業者の規模は、資本金「3千万円未満」が74.0%と多数を占める。
 売上高は、10年度実績で3.9%増加（前年度比）したが、11年度は、
 4.1%減少（前年度比）の見込み。



放送番組制作業は、3カ年共通回答事業者（149社）
 民間放送事業の売上高は「通信産業実態調査」による。

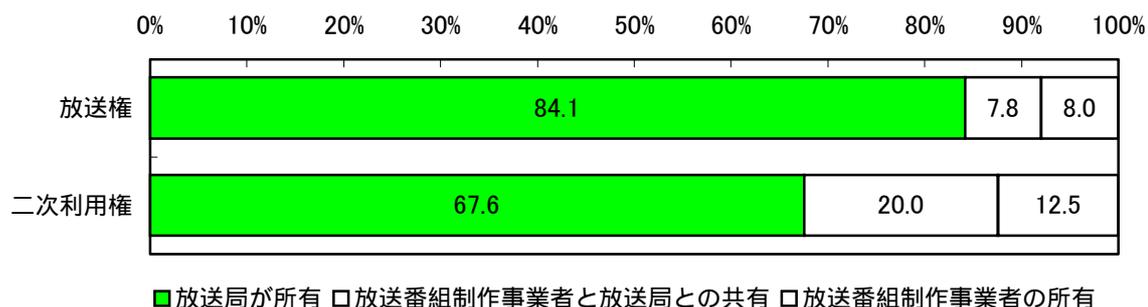
【テレビ放送番組の著作権の所在状況】

制作したテレビ放送番組の著作権（「放送権」及び「二次利用権」）は、「放送局が所有」と回答した事業者の割合が大半。

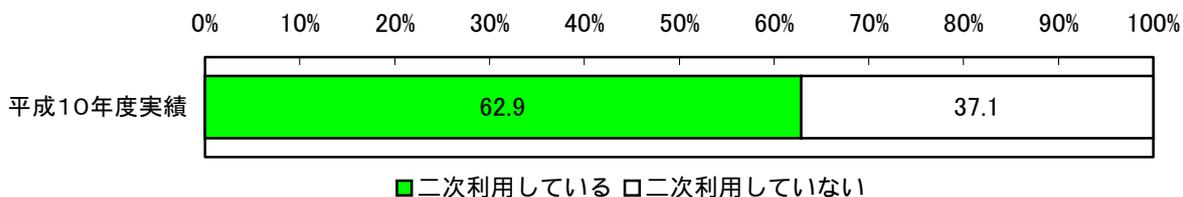
【テレビ放送番組の二次利用の状況】

二次利用権を有するテレビ放送番組の二次利用は、「ビデオ化」、「再放送への利用」及び「衛星放送番組としての利用」が上位を占める。

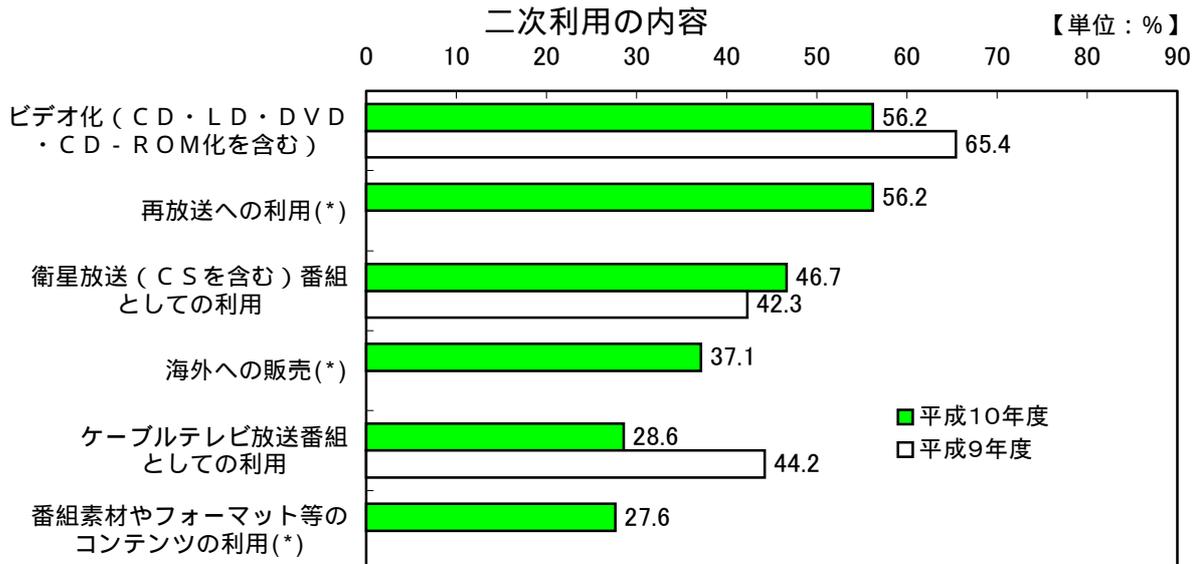
著作権の所在状況



テレビ放送番組の二次利用の状況



二次利用の内容



(*)については今回調査より項目を追加。

(複数回答)

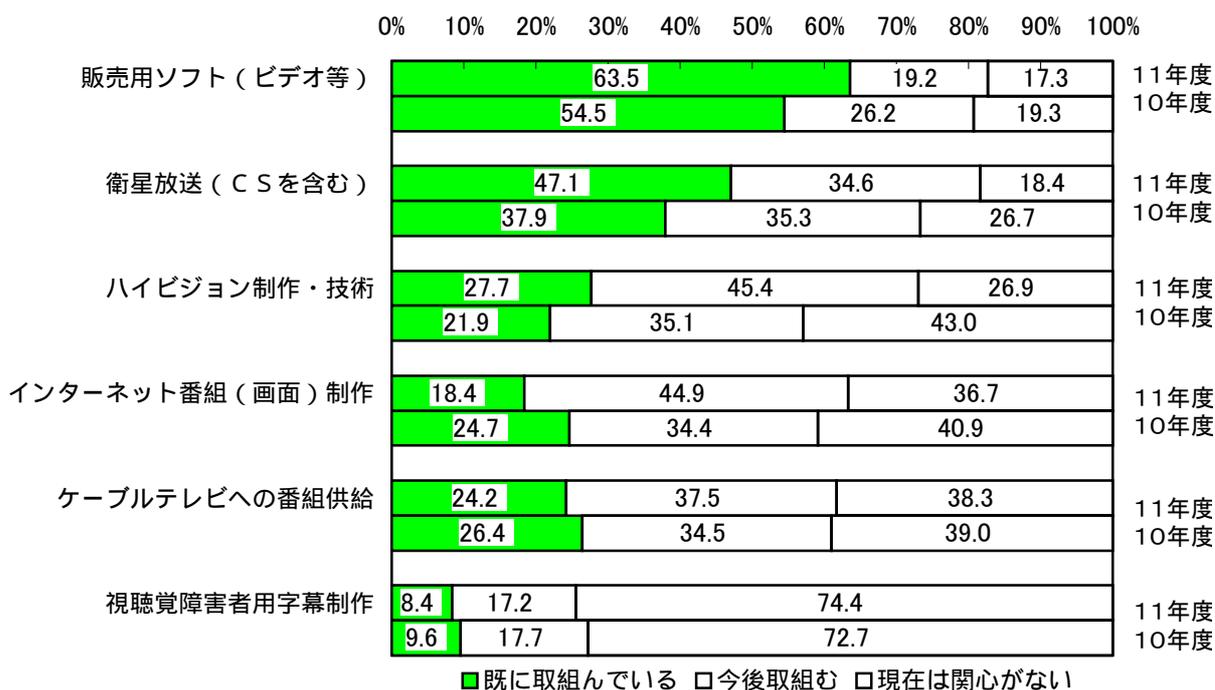
【今後の事業展開】

放送のデジタル化を間近に控え、多チャンネル化、高品質化、マルチメディア化に対応するため、「ハイビジョン制作・技術」、「インターネット番組（画面）制作」、「ケーブルテレビへの番組供給」へ取り組む意向が高い。

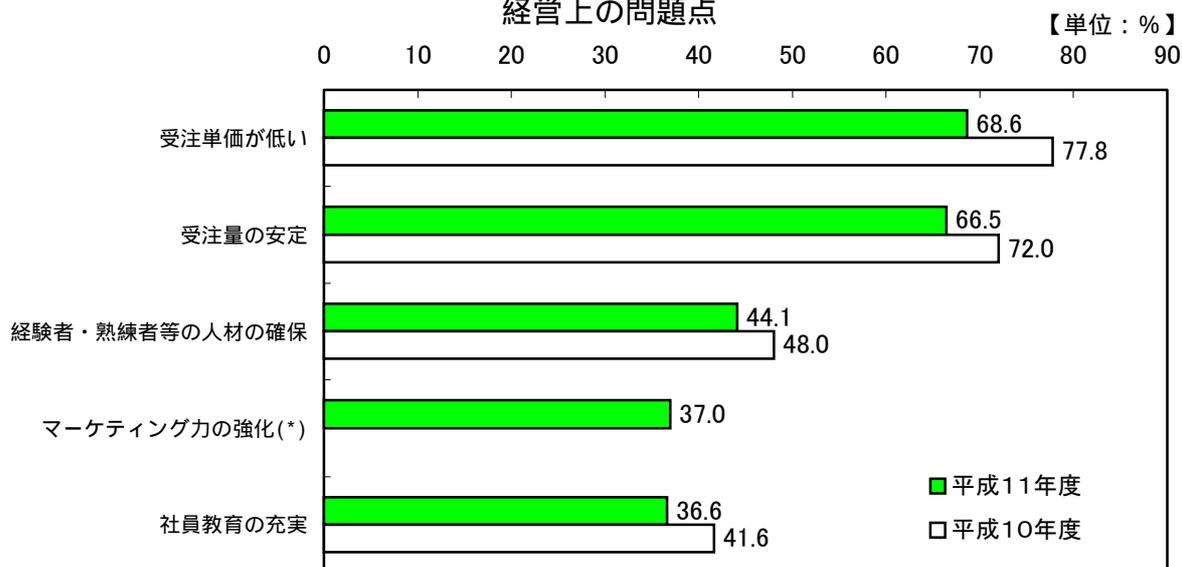
【経営上の問題点】

安定した事業経営のため、番組制作の契約にかかわることを問題点として認識。

今後の事業展開



経営上の問題点



(*)については今回調査より項目を追加した。

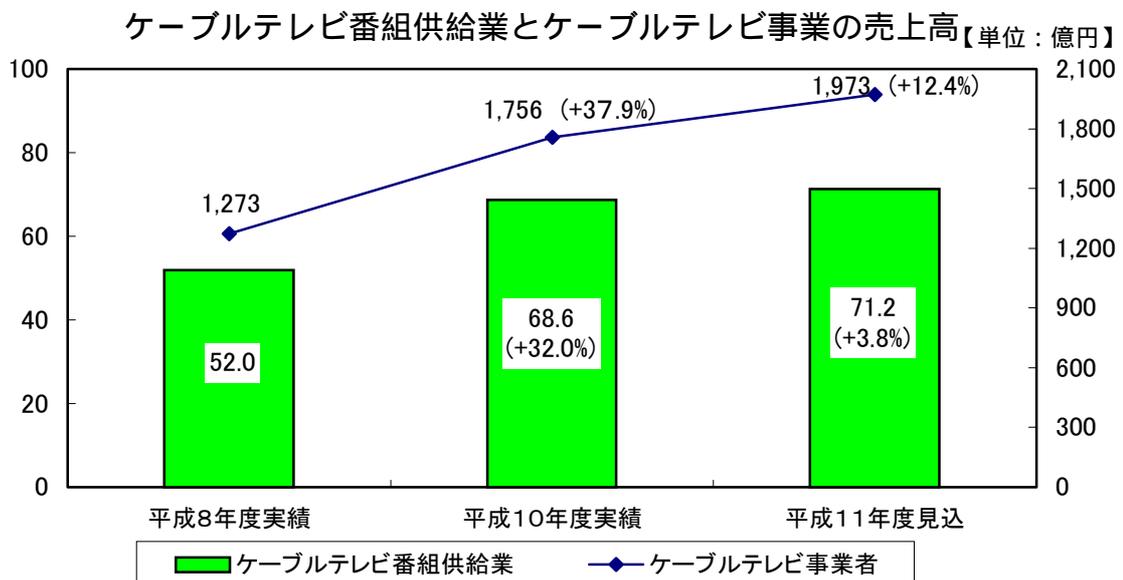
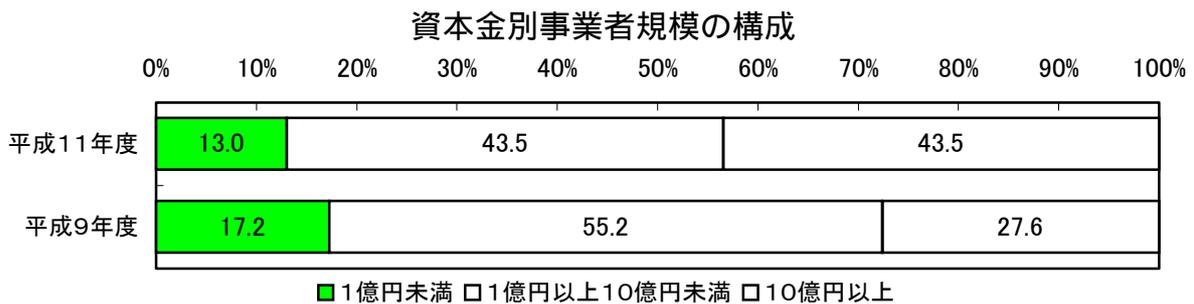
(複数回答)

2 ケーブルテレビ番組供給業（隔年調査）

【事業状況】

事業者の規模は、資本金「1億円以上」が87%と多数を占める。

売上高は、10年度実績で32.0%増加（前々年度比）したが、11年度は、3.8%増加（前年度比）の見込み。



ケーブルテレビ番組供給業は、3カ年共通回答事業者（12社）
 ケーブルテレビ事業の売上高は、「通信産業実態調査」による。

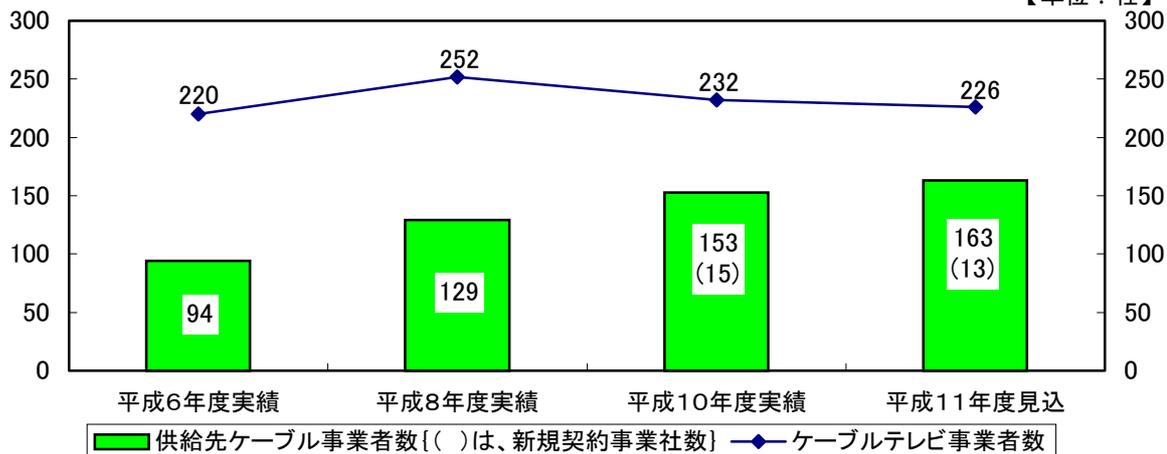
【業務の内容】

供給先ケーブルテレビ事業者数は、順調に増加傾向。

番組ソフトの調達方法は、「自社制作」と「外国製ソフトの購入」が増加傾向。

ケーブルテレビ事業者への番組供給方法は、「衛星通信」の利用が9割を占め推移。

1事業者平均の供給先ケーブルテレビ事業社数とケーブルテレビ事業社数【単位：社】



※ケーブルテレビ事業者数は、「通信産業実態調査」の調査対象数

番組ソフトの調達方法



ケーブルテレビ事業者への番組供給方法

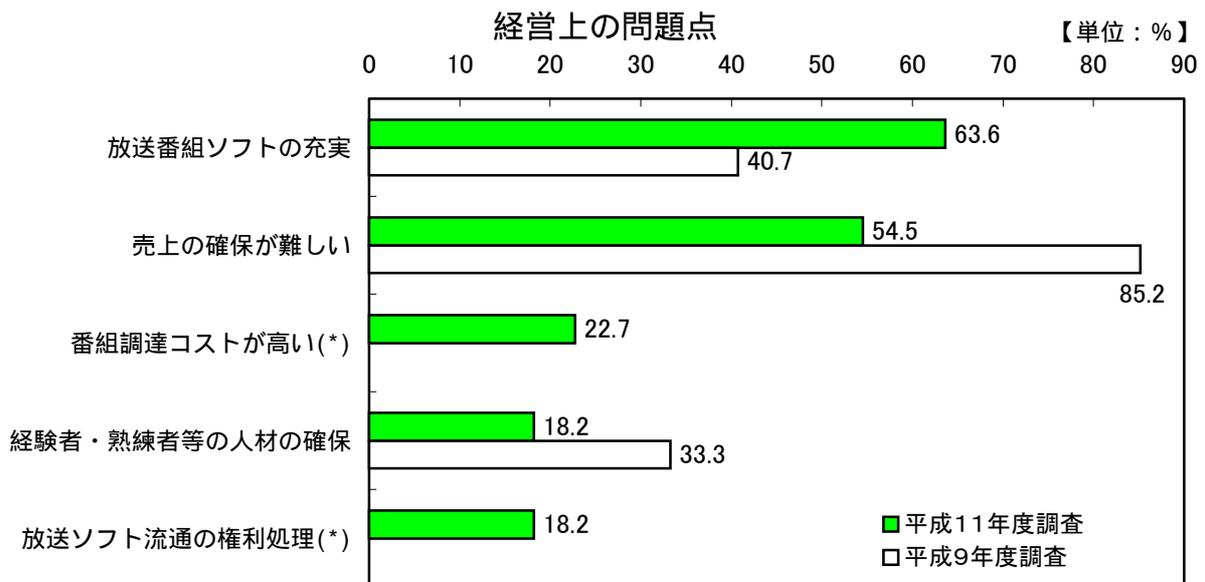
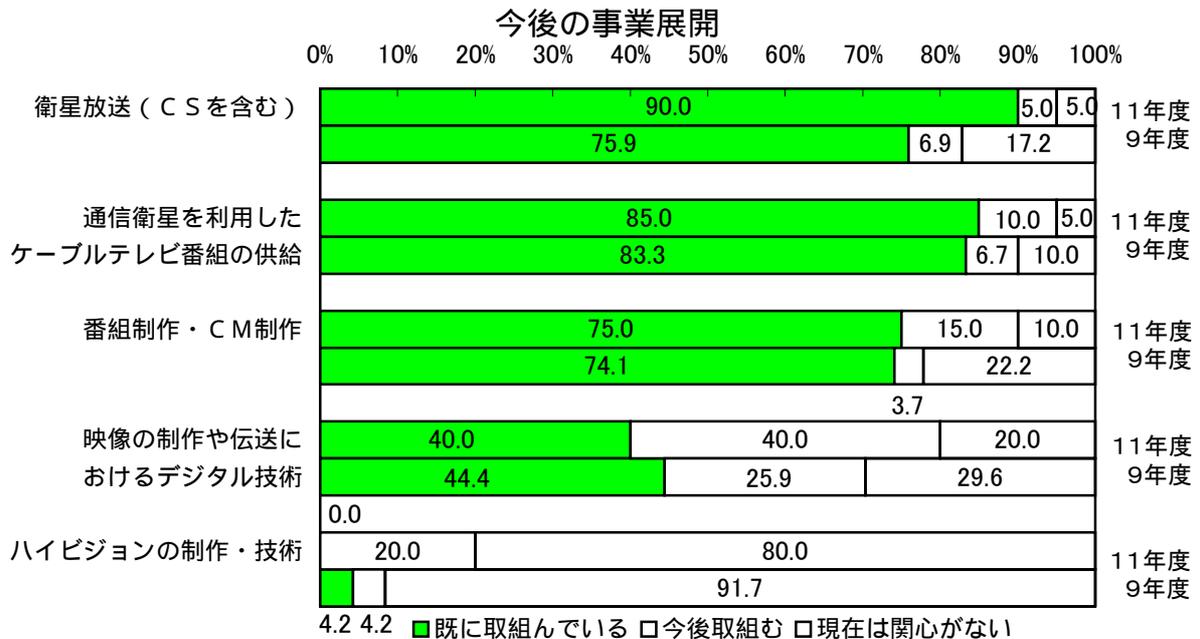


【今後の事業展開】

衛星放送への事業展開が定着し、放送のデジタル化を間近に控えデジタル技術への関心が高まる傾向。

【経営上の問題点】

売上を確保するために放送番組ソフトの充実などを問題点と認識。



(*)については今回調査より項目を追加した。

(複数回答)

郵政関連業実態調査

本調査は、電気通信事業及び放送事業に密接に関連する事業について、その実態を把握するため、総務庁長官承認統計として平成4年度から実施しているもので、平成11年度は、「放送番組制作業」（毎年調査：7回目）及び「ケーブルテレビ番組供給業」（隔年調査：4回目）について実施したものの。

【調査対象】

放送番組制作業：「テレビジョン又はラジオの放送番組、文字・データ多重放送番組」、「データ又はデジタル放送番組」及び「コマーシャル（CM）」の制作に関わる業務を行う事業。

ケーブルテレビ：番組を自主制作しているか否かにかかわらず、ケーブルテレビ番組供給業事業者へ放送番組を供給する業務を行う事業。

【調査方法】

アンケート(調査票送付、各事業者自記入)により実施

【調査時期】

平成11年12月

【回答事業者数】

区 分	対象事業者数	回答事業者数	回答率(%)
放送番組制作業	1,151	337	29.3
ケーブルテレビ番組供給業	42	23	54.8
合 計	1,193	360	30.2

【用語解説】

「放送権」：テレビ放送番組（CMを除く）の当初の利用目的に従い、地上放送又はCATV放送・衛星放送（CSを含む）の番組としてのみ利用できる権利。

「二次利用権」：ビデオ、CD-ROM、出版などへの利用や当初利用目的の放送（放送権による放送）以外の放送番組への利用（例えば、地上放送に利用することを当初利用目的とする番組を、後にCS放送やCATV放送の番組として利用。）ができる権利。